

第1 「消費者基本計画」策定の趣旨 ～消費者政策の新たなステージ～

平成21年9月に消費者庁と消費者委員会が創設されました。消費者が主役となる社会の実現に向け、これまでの施策や行政のあり方を積極的に見直すという意味で、「行政のパラダイム(価値規範)転換」の拠点として設けられたものです。

この背景には、消費者行政の前提となる健全な消費生活の基盤や行政に対する信頼が大きく揺らぐ中で、消費生活の問題を総合的・抜本的に解決していくための新たな枠組みの構築を求める声の高まりがあります。

このため、消費者庁には、「消費者の保護」を産業振興の間接的、派生的テーマとして縦割りの体制の下、行ってきたというこれまでの行政の在り方を、「消費者の利益の擁護及び増進」、「消費者の権利の尊重及び自立の支援」の観点から改め、消費者行政の司令塔としての機能を発揮すること、また、消費者委員会については、消費者庁を含めた各府省庁の消費者行政全般に対する監視機能を発揮していくことが求められます。

「消費者の権利の尊重」と「自立の支援」を基本理念とする消費者基本法が平成16年に施行されたことを受けて、政府は、平成17年4月に平成17年度から平成21年度までの5年間を対象とした「消費者基本計画」を閣議決定しました。各府省庁は、この計画を消費者利益の擁護・増進に関する重要課題に政府全体として計画的・一体的に取り組むに当たっての基本的方針として施策を実施し、消費者政策会議は、この計画について、旧国民生活審議会の意見を聴きつつ、平成18年から20年にかけて毎年1回検証・評価・監視を行ってきました。

しかしながら、この間、食の安全・安心という消費生活の最も基本的な事項に対する消費者の信頼を揺るがす事件や、高齢社会を迎えるに当たって高齢者の生活の基盤である資産を狙った悪質商法など、暮らしの土台そのものを揺るがす問題が生じました。これに加え、消費者被害の発生に伴う行政の対応に対して、消費者の間に行政への大きな不信を招く事案が相次いで生じました。

このように、消費生活の基盤や行政に対する信頼が大きく揺らぐ中で創設された新しい枠組みの中で行われる消費者政策については、

- ① 消費者政策担当大臣は、内閣府設置法第12条の勸告権の適切な行使も含め、関係行政機関の総合調整に万全を期すること、また、内閣総理大臣は、消費者政策担当大臣の権限行使が十分に果たされるよう行政各部を指揮監督すること、

② 消費者庁は、自らが所掌する消費者関連法令を執行すること、消費者安全法に基づき、各府省庁、国民生活センターや地方の消費生活センター等が把握した消費者事故等に関する情報を一元的に集約し、調査・分析を行うこと、消費者事故等に関する情報を迅速に発信して消費者の注意を喚起すること、各府省庁に対し措置要求を行うとともにいわゆる「すき間事案」については事業者に対する勧告や自ら措置を講じることなど、「消費者行政の司令塔」としての機能を果たすこと、

③ 消費者委員会は、消費者の意見が直接届く透明性の高い仕組みであり、かつ、消費者庁を含めた各府省庁の消費者行政全般に対して監視機能を有する、独立した第三者機関として、その役割を果たすこと。具体的には、消費者の利益の擁護と増進に関する基本的な政策に関する重要事項等について調査審議するとともに、内閣総理大臣に対し勧告・報告要求を行うこと、関係する行政機関に対して資料要求等を行うこと、重要事項について建議等を行うことなど適切にその職務を遂行すること、

④ 各府省庁は、消費者が主役となる社会の実現を目指して、今後は、相互間の情報の共有を進め、的確な役割分担や共同の取組によって、それぞれの業務を確実に遂行すること、

⑤ 地方消費者行政は、消費生活の「現場」である地域において消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことを支える行政であることから、地方公共団体等において、消費生活相談体制の充実、法執行の強化、相談員等の人材の確保及び資質の向上、消費者教育・啓発活動の推進、消費者団体等との連携の確保など消費者行政の充実・強化を積極的に図ること、

⑥ 事業者と事業者団体が、消費者の利益にかなうことは事業者の成長をもたらし、産業の発展につながるとの観点のもと、情報の公開・双方向のコミュニケーションの機会の拡充など、消費者の信頼を確保するための取組や、消費者の安全と安心の確保などに向けた自主的な取組に努めるとともに、政府としてもそのための適切な措置を講ずること、

⑦ 消費者と消費者団体が消費生活の安定と向上を図るための健全かつ自主的な活動に努めるとともに、政府としてもそのための適切な措置を講ずること、

など、消費者庁はもとより、各主体がそれぞれの役割を果たすとともにそれぞれが適切に協力することによって、消費者の立場に立って他の行政機関の個別政策を含めた基本的な政策の推進に万全を期することが求められています。

このように、消費者政策は、現行の「消費者基本計画」の最終年度における

消費者庁と消費者委員会の創設を契機として、新たに大きな歩みを進めることとなりました。

政府としては、このような新たなステージ（段階）に入った消費者政策について、消費者基本法の基本理念にのっとり、平成22年度から平成26年度までの5年間を対象とする新たな「消費者基本計画」をここに定め、政府を挙げた消費者政策の計画的・一体的な推進に取り組んでまいります。

なお、高度情報通信社会や国際化など経済社会の進展、高齢化の一層の進行など消費者を取り巻く環境は刻々と変わります。こうした状況変化に柔軟に対応していくために、この「消費者基本計画」は、毎年度行う検証・評価・監視の中で、常に状況の変化を把握し、適切に見直しを行うこととします。

第2 消費者政策の基本的方向

消費者基本法は、消費者政策の推進は、「消費者の権利の尊重」と「消費者の自立の支援」を基本とするとともに、高度情報通信社会の進展、消費生活の国際化の進展、環境の保全などに配慮して行われなければならないことを定めています。

また、国会における消費者庁等設置関連法案の審議において、地方公共団体の消費者行政の重要性とこれに対する国の支援の必要性が指摘され、このことは関連法案の附則や審議における附帯決議においても示されています。

政府としては、消費者基本法の規定や、関連法案の国会における審議、関連法案の附則及び附帯決議などを踏まえ、また、高齢者や子ども、障害者など消費者の年齢その他の特性に配慮するという観点に留意しつつ、この「消費者基本計画」が目指す消費者政策の基本的な枠組みと主な課題及びこれらを踏まえた重点的な取組を、以下のとおり取りまとめました。

1 消費者の権利の尊重と消費者の自立の支援

（1）消費者の安全・安心の確保

消費者の安全と安心を確保するため、政府は、食品を始めとする商品と役務についての必要な基準の整備と確保、安全を害するおそれがある商品と役務に関する情報の収集と提供、事業者による注意喚起、商品の自主的な改修や回収の促進、リスクコミュニケーション（施策の策定に当たって、消費者等の意見を施策に反映し、当該施策の策定の過程の公正性・透明性を確保するため、消費者の安全に対するリスクについて情報・意見の交換を行うこと）の充実などの必要な施策を講じます。

特に、消費者事故等の情報について、政府は、地方公共団体や関係機関との連携の下、消費者に対する適時かつ適切な提供による消費者の注意の喚起、分析と原因の調査・究明のための体制の充実、事業者等の違法な行為に対する厳正な法執行などの必要な施策を講じます。

- 5 また、被害に遭いやすい高齢者や子ども、障害者、妊産婦など消費者の年齢その他の特性に配慮しながら、消費者事故等の再発・拡大防止、未然防止に取り組みます。

- 10 食の安全・安心の確保においても、リスク評価機関、リスク管理機関とともに、消費者の立場に立った情報提供、消費者の意見の施策への反映に取り組むなど、消費者庁が司令塔としての機能を発揮します。

＜重点的な取組＞

- ア 情報を必要とする消費者に確実に届くよう、迅速かつ的確な情報の収集・発信の体制を整備します。（PIO-NET・事故情報データベースを活用した情報収集・発信体制の整備等）
- 15 イ 情報の分析・原因究明を的確かつ迅速に進めます。（事故情報分析タスクフォースなどを通じた迅速・的確な分析・原因究明、全ての分野における消費者事故の独立した調査機関の在り方の検討等）
- ウ 食の安全・安心を確保するための施策に取り組みます。（食品安全の総合的方針である「基本的事項」改定、食品の安全性に関するリスクコミュニケーションの一層の促進等）
- 20

【具体的施策】

今後 5 年間に講ずべき具体的施策は、以下のとおりです。

1 消費者の権利の尊重と消費者の自立の支援

(1) 消費者の安全・安心の確保

ア 情報を必要とする消費者に確実に届くよう、迅速かつ的確な情報の収集・発信の体制を整備します。

施策 番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期
1	全国消費生活情報ネットワーク・システム（PIO-NET）の刷新を円滑に実施します。 また、受け付けた相談情報をオンライン登録することにより、必要な情報が作成され次第、速やかに集約され、関係機関や相談員にとって、入力作業を含め使い勝手の良い仕組みを構築します。 さらに、国における PIO-NET 端末の設置基準に関する検討を踏まえ、関係機関にこれを追加配備します。	消費者庁 国民生活センター	前段について、平成 22 年度当初から実施します。 中後段について、順次実施します。
2	関係行政機関、関係機関、地方公共団体等から消費者事故情報等を一元的に集約するための事故情報データベースを構築し、個人情報保護に配慮しつつ十分な開示を行い、広く国民からの利用が可能な運用を行います。	消費者庁 国民生活センター	直ちに着手し、継続的に実施します。
3	消費者被害の発生・拡大を防止し、消費生活の安全を確保するための省庁横断的な緊急の対応が必要な場合には、緊急時における国の対応の在り方等に関する要綱に基づき対応します。	消費者庁 関係省庁等	緊急時に速やかに対応します。
4	消費者安全法及び消費生活用製品安全法における事故情報の報告・公表制度の拡充については、消費者安全法等に基づく情報収集を着実に実施し、重大事故以外の情報の収集状況、消費生活用製品以外の事故情報の収集状況等の検証	消費者庁 関係省庁等	前段について、継続的に実施します。 後段について、平成 23 年度中に

施策 番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期
	を行います。 これらに基づき、消費者委員会での検討を踏まえながら、必要な措置を講じます。		結論を得ます。
5	高齢者被害、出資トラブルなどこれからの日本社会にとって重大なテーマを設定し、財産分野の消費者事故等の情報に関する分析手法について検討するとともに適切な分析を行い、消費者や関係行政機関に適切な情報提供を行います。	消費者庁	直ちに着手し、継続的に実施します。
6	PIO-NET 等で収集される情報を分析することによって、消費者被害の発生の動向を常時的確に把握し、注意喚起や商品テスト情報の提供をタイムリーに行います。	消費者庁 国民生活センター	直ちに実施します。
7	リコール情報を一元的に収集し、消費者へ分かりやすく情報提供します。 また、各種リコール情報を消費者の特性を考慮して分かりやすく周知する方策について検討します。	消費者庁 関係省庁等	直ちに着手します。
8	自動車のリコールの迅速かつ着実な実施のため、自動車メーカー等及びユーザーからの情報収集に努め、自動車メーカー等への監査を実施するとともに、安全・環境性に疑義のある自動車については独立行政法人交通安全環境研究所において現車確認等による技術的検証を行います。 さらに、リコール制度に関し、ユーザーの立場に立ったものとなるよう検討します。 また、ユーザーに対し、自動車の不具合に対する関心を高めるためのリコール関連情報等の提供を行います。	国土交通省	前段について、継続的に実施します。 中段について、引き続き検討します。 後段について、継続的に実施します。
9	子どもの事故防止について、国自らの取組を加速化・重点化するとともに、家庭、学校、サークル、消費者団体、事業者、自治体等の取組を促進する「子どもを事故から守る！プロジェ	消費者庁 関係省庁等	前段について、継続的に実施します。 後段について、

施策 番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期
	クト」を展開します。 また、子どもに対するライターの使用の安全対策を検討します。		引き続き検討します。
10	関連団体と協力し、子どもの安全安心と健やかな成長発達を目指したデザイン「キッズデザイン」の推進や ST マークなどの適切な運用により、事故の予防を図ります。 また、繰り返し起きている子ども等の類似事故の予防として、消費者庁などに収集される事故情報を基に、人間特性・行動分析に強みを持つ研究者による原因究明等の科学的知見を企業や業界団体に提供し、事故予防に配慮された安全・安心な製品開発や業界標準の作成等を支援するとともに、製品の選択や使い方等に関して消費者へ情報提供を行います。	経済産業省	前段について、継続的に実施します。 後段について、平成 22 年度から平成 24 年度に実施します。
11	化学製品の危険有害性を表示で分かりやすく情報提供するため、世界的に統一された分類表示ルール（GHS）の利用促進及び普及啓発を図ります。	厚生労働省 経済産業省 環境省 関係省庁等	継続的に実施します。

イ 情報の分析・原因究明を的確かつ迅速に進めます。

施策 番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期
12	消費者安全法に基づき、関係行政機関及び地方公共団体等から通知される重大事故等の情報について、消費者安全情報総括官制度や事故情報分析タスクフォースなどを通じて関係行政機関、関係機関等と連携を図りながら、迅速・的確に分析・原因究明を進めます。また、医療機関とのネットワーク構築事業における委嘱医療機関等から製品等に係る事故に関する基本的な情報及び必要に応じて詳細情報を収集する仕組みを構築・運用し、適時見直しを行います。 さらに、高度な事故分析能力を有する人材の確保・養成を図ります。	消費者庁 関係省庁等	継続的に実施します。
13	消費者庁は、消費者事故の独立した公正かつ網羅的な調査機関の在り方について検討します。消費者委員会による調査審議を踏まえながら、関係省庁・機関の協力を得て、最も効果的に機能する仕組みを構築します。	消費者庁 関係省庁等	平成 22 年度に検討を開始し、平成 23 年度のなるべく早い時期に結論を得ます。
14	消費生活用製品に関して、消費生活用製品安全法に基づく事故情報報告公表制度等を活用し、収集された事故情報の分析と原因の調査・究明に取り組むとともに、同種事故再発防止のための事業者による適切な市場対応を促し、消費者に対する啓発及び事故未然防止のための技術基準改正等の検討を行います。	経済産業省	引き続き検討します。
15	昇降機や遊戯施設に係る事故情報・不具合情報の分析、再発防止の観点からの事故発生原因解明に係る調査、再発防止対策等に係る調査・検討を踏まえ、必要な技術基準の見直しを行うとともに、調査結果を報告書として公表します。また、事故に係る調査体制の充実を図りつつ、調査機関の在り方について検	国土交通省	前段について、継続的に実施します。 後段について、引き続き検討します。

施策 番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期
	討します。		
16	製品等の利用により生じた事故等について、捜査を推進し、責任の所在を明らかにすることにより、関係行政機関と協力しながら再発防止を図ります。	警察庁	継続的に実施します。
17	製品評価技術基盤機構などの関連機関が保有する製品事故情報等の共有化、技術・知見の活用を図るとともに、商品テストの実施に当たっては、各法人の特性を活用した役割分担を促進します。また、商品テスト機能を強化するため、人的体制の整備及びテストに必要な機器等の更新・整備を図ります。	国民生活センター	継続的に実施します。
18	製品評価技術基盤機構と国民生活センターなど関連機関との相互の協力関係を強化するとともに、製品評価技術基盤機構が行う事故原因究明の機能強化を図ります。	経済産業省	継続的に実施します。
19	市民の身近な安全に影響を与えるおそれのある製品事故等を未然に防止するため、事故情報を収集し早期に分析・把握し、公表します。具体的には、製品火災等に係る情報の収集及び公表、類似火災・事故や技術動向などの横断的な分析及び精密な調査の実施、発火時の使用環境の再現実験等を行うことにより、製品火災・事故等に係る未然防止策等を推進します。	総務省（消防庁）	継続的に実施します。

ウ 食の安全・安心を確保するための施策に取り組みます。

施策 番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期
20	食品安全基本法第 21 条第 1 項に規定する「基本的事項」を内閣府及び消費者庁における所要の体制整備を図った上で改定するとともに、科学に基づくリスク評価機能の強化を図り、それらに基づいて、食品の安全性の確保のために必要な措置を講じます。	消費者庁 内閣府 食品安全委員会 厚生労働省 農林水産省 環境省 関係省庁等	「基本的事項」の改定は、平成 22 年度の早い時期に着手します。
21	関係省庁等は、食品の安全性に関するリスクコミュニケーションを推進します。 消費者庁においては、所要の体制整備を図った上で、関係行政機関等の協力を得て、消費者に身近な地方公共団体や消費者団体等との連携を図りながら、消費者の立場に立ったリスクコミュニケーションの一層の促進のために必要な措置を講じます。	消費者庁 食品安全委員会 厚生労働省 農林水産省 環境省	前段について、継続的に実施します。 後段について、直ちに着手し、継続的に実施します。
22	食品安全に関するリスク管理は、科学的知見に基づき、国際的動向や国民の意見に配慮しつつ必要な措置を講じる必要があることから、食品事業者や消費者等関係者との意見交換で出された意見等をリスク管理施策に反映させ、リスク管理措置を講じます。	厚生労働省 農林水産省	継続的に実施します。
23	「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」に基づき、米・米加工品について平成 22 年 10 月に施行される取引等の記録の作成・保存の制度の定着を図ります。 また、その他の飲食料品についても、農林漁家、中小事業者の取組を推進しつつ、同法の実施状況を踏まえ、関係省庁が連携し、仕入先、仕入日、販売先、販売日の記録の作成・保存の義務付け等について検討し、必要	農林水産省	平成 22 年 10 月に法律を施行し、同法の実施状況を踏まえ検討を行います。

施策 番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期
	に応じて所要の措置を講じます。		
24	高度な取組内容を含む農業生産工程管理（GAP ¹ ）の共通基盤づくりを進めるとともに、指導者の育成や産地での導入等に対する支援を充実し、産地における更なる取組の拡大と取組内容の高度化を推進します。	農林水産省	継続的に実施します。
25	食品製造事業者の中小規模層におけるHACCP手法 ² の導入を促進するため、「食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法 ³ 」に基づいた長期低利融資に加え、低コスト導入手法の構築、現場責任者・指導者養成のための研修の取組等を支援します。また、HACCP手法の導入が困難な零細規模層に対して一般的衛生管理を徹底させるための研修等を支援します。	農林水産省	平成 22 年度以降、低コスト導入手法の構築、零細規模層に対する施策を強化し、継続的に実施します。
26	食品のリコール社告の規格化の必要性について、消費者、事業者及び関係省庁等の意見を聴取し、必要性が認められた場合には、規格化に着手します。	農林水産省	平成 22 年度中に、食品のリコール社告の規格化の必要性について結論を得ます。
27	農林物資規格調査会等の審議を経て、社会的ニーズに対応した新たな JAS 規格の導入を推進することに加え、JAS 規格の新規策定や見直しに係る作業手順の透明化を図ります。	農林水産省	継続的に実施します。
28	流通食品への毒物混入事件について、迅速に捜査を推進し、関係行政機関と連携を取りながら被害拡大の防止に努めます。	警察庁	継続的に実施します。

¹農業生産工程管理（GAP）とは、農業生産活動を行う上で必要な点検項目を関係法令等に則して定め、これに沿って、各工程の正確な実施、記録、点検及び評価による持続的な改善を行う活動。

²HACCP手法とは、原料受入から最終製品までの各工程ごとに、微生物による汚染、金属の混入などの危害を予測した上で、危害の防止につながる特に重要な工程を常時監視・記録する工程管理の手法。
食品製造事業者におけるHACCP手法の導入は、大規模層においては相当程度進んでいるが、大多数を占める中小規模層では低位にとどまっている。

³食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法とは、食品製造事業者がHACCP手法を導入する際の設備、施設の整備に要する費用について、長期低利融資などによる支援を措置する法律。

施策 番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期
29	食品安全や食生活と健康について、消費者への分かりやすい情報提供の取組を推進します。	農林水産省	継続的に実施します。
30	食品関係事業者に対する消費者の信頼確保が図られるよう、食品業界の信頼性向上に向けた研修会の全国開催等を通じて、「企業行動規範」や各種マニュアルの策定や適切な運用を図ることにより、法令遵守や企業・社会倫理遵守といった「コンプライアンス」の徹底を促進します。	農林水産省	継続的に実施します。
31	我が国の主要食料輸入国や食の安全問題に関わりの深い国際機関等を所管する在外公館において、個別事例への対応、各国政府・国際機関との連絡体制の強化に取り組みます。	外務省	継続的に実施します。
32	輸入食品監視指導計画 ⁴ により、輸出国政府との二国間協議や現地調査等の実施や担当官の増員、情報等の入手のための関係省庁との連携の推進など、輸入食品の安全性の確保のための検査・監視体制の強化を図ります。	厚生労働省	継続的に実施します。
33	食品表示の適正化を図るための施策を着実に推進します。(施策番号 67～77 に記述)	関係省庁等	—

⁴食品衛生法第 23 条第 1 項に基づき、輸入食品等について、国が行う輸入時の監視指導等を重点的、効果的かつ効率的に行うことを目的として策定するものであり、年度ごとに、国民の意見を聴いた上で策定し、当該計画に基づく監視指導の結果についても公表することとしている。